



2022年2月14日

各 位

会社名 株式会社シノケングループ
代表者名 代表取締役社長 篠原 英明
(JASDAQ・コード 8909)
問合せ先 取締役 常務執行役員 玉置 貴史
(TEL 092-714-0040)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月30日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築ならびに株主総会および取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第12条（招集権者および議長）ならびに第21条（取締役会の招集権者および議長）の規定を変更するものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴い所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月30日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年3月30日（予定）

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
<p>第1条～第11条 (省 略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>取締役社長</u>が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第15条～第20条 (省 略)</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(<u>株主総会</u>の招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>当該取締役に差支え</u>があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>招集し、議長</u>となる。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について、<u>基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u></p> <p>第15条～第20条 (現行どおり)</p>

現行	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第 22 条～第 39 条 (省 略)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第 22 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 <u>現行定款第 14 条の削除及び変更定款第 14 条の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条但書に定める施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 月以内の日で開催する株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から 6 月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>

以 上